

快適なキャンパス環境を創るために…

NO!

セクシュアル・ハラスメント

学内のセクシュアル・ハラスメントの防止のために
まず読んでください。
また、セクシュアル・ハラスメントかなと思ったら、
セクシュアル・ハラスメントの被害にあった時のために、
必ず保管してください。

北九州市立大学

NO!

セクシュアル・ハラスメント

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| セクシュアル・ハラスメントのないキャンパスを創るために | 1 |
| 北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン | 5 |
| 問題処理のフローチャート | 10 |
| 北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策についての指針 | 11 |
| 北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程 | 12 |
| 北九州市立大学人権・セクシュル・ハラスメント問題協議会規程 | 13 |
| セクシュアル・ハラスメントだと思ったら……Q&A | 15 |
| セクシュアル・ハラスメント相談員名簿 | 16 |

あなたは大丈夫？

あなたのセクシュアル・ハラスメント 認識度は？ —セクハラチェックリスト—

「何がセクハラなのか」とか「どこまでがセクハラなのか」ということは各人の意に反するものかどうかということでケースバイケースで判断しますので、明確な線引きは出来ません。

軽い気持ち、親しさの表現のつもり、冗談であっても、セクシュアル・ハラスメントになることもあるのです。

これまであなたは職場やキャンパスの中でセクシュアル・ハラスメントにあたるような発言や行動をしたことがあると思いますか？

あなたの言動をふりかえって次のチェックをしてみてください。

あてはまるものがあったら要注意です。

- 女性の水着姿のカレンダーを置いていたり、ヌードのスクリーンセ이버を使っている。
- 性的な冗談を言ったりする。
- 肩、手や髪に触る。
- 身体をじっと見る。
- 「性的にふしだら」などと中傷をする。
- 女性の身体について、尋ねたり、話題にする。

- カラオケでデュエットやチークダンスを強要する。
- ゼミやサークルなどの飲酒を伴う集まりでお酌を強要する。
- 食事や飲酒に執拗に誘う。
- 自宅に執拗に電話をかける。

- 女性だからということで、お茶くみを強要する。
- 「女らしく」「男らしく」などという。
- 女性を「女の子」、男性を「男の子」と呼ぶ。

- 抱きつく。
- 性的要求を強要する。
- 性的要求に応じないので、就労上又は修学上の不利益を与える。

NO!
セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントのない キャンパスを創るために

1 意識の重要性

あなたの無意識の行動がセクシュアル・ハラスメントにならないために、次の事項の重要性について十分認識することが大切です。

- (1) お互いの人格を尊重し合うこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- (4) お互いの性を認め合うこと。

2 基本的な心構え

セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識することが大切です。

- (1) 性に関する言動への受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要です。具体的には、次の点について注意する必要があります。

- ① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合がある。
- ② 不快に感じるか否かには個人差がある。
- ③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしない。
- ④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしない。



- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

セクシュアル・ハラスメントを受けた人が、上司、指導教員、先輩等との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも多くあり、それを同意・合意と勘違いしてはいけません。

- (4) 大学内におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分です。

例えば、大学内の人間関係がそのまま持続する歓送迎会、ゼミナール仲間の酒席等の場における、セクシュアル・ハラスメントについても同様に注意する必要があります。

③ セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

- (1) 大学内外で起きやすいもの

ア 性的な内容の発言

- 性的な関心、欲求に基づくもの
 - ・容姿や身体上の特徴を話題にする。
 - ・卑猥な冗談を交わす。
 - ・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」などと言う。
 - ・性的な経験や性生活について質問する。
 - ・性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とする。
- 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
 - ・「男のくせに根性がない」、「女には大事なことを任せられない」などと発言する。

イ 性的な行動関係

- 性的な関心、欲求に基づくもの
 - ・ヌードポスター等を大学内に貼る。
 - ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
 - ・他の人の目に触れるパソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示する。

- ・身体を執拗に眺め回す。
 - ・食事やデートにしつこく誘う。
 - ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、電子メールを送りつける。
 - ・身体に不必要に接触する。
 - ・不必要な個人指導を行う。
 - ・浴室や更衣室等をのぞき見する。
- 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
- ・女性であるという理由でお茶くみ、掃除、私用等を強要する。
 - ・女性であるという理由で仕事や研究上の実績等を不当に低く評価する。



(2) 主に大学外において起こるもの

- 性的な関心、欲求に基づくもの
 - ・交際や性的な関係を強要する。
 - ・職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えることを強要する。
 - ・自宅までの送迎を強要する。
 - ・住居等までつけ回す。
- 性別により差別しようとする意識等に基づくもの
 - ・カラオケでのデュエットを強要する。
 - ・酒席で、上司、指導教員、先輩等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要する。

4 セクシュアル・ハラスメントの二次被害の防止

セクシュアル・ハラスメントで相談や申立てをした人が、そのことを理由に不利益な扱いをされたり、あるいは申し立てられた人やその他の人から報復行為を受けることは絶対にあってはならないことです。

具体的には、次の点について十分認識する必要があります。

- セクシュアル・ハラスメントについて問題提起をする教職員、学生などをいわゆるトラブルメーカーと見る。
- セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけてしまう。
- セクシュアル・ハラスメントの被害者について「セクハラを受けたのは被害者の方に問題がある。」、「(セクハラを受けたのは被害者が)不注意だったから」等の被害者自身を責めるような発言をする。

セクシュアル・ハラスメントの被害者は大変傷つきやすい状況にあります。周囲のうわさ話に振り回されて、更に被害者を傷つけることのないよう十分注意しましょう。



NO!
セクシュアル・ハラスメント

北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン

【平成13年9月11日セクシュアル・ハラスメント問題協議会決定】

【平成13年11月7日セクシュアル・ハラスメント問題協議会決定】

① ガイドラインの目的

本学では「北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策についての指針」（平成11年6月9日第775回評議会決定；以下「指針」という。）及び「北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」（平成17年北九大規程第29号）に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に取り組んでいます。このガイドラインは、これらの規定の制定趣旨を踏まえ、北九州市立大学（以下「本学」という。）におけるセクシュアル・ハラスメント防止と被害が発生した場合の取り組みをわかりやすく説明し、広く知ってもらうことを目的としています。

② セクシュアル・ハラスメントに対する基本的姿勢

セクシュアル・ハラスメントはいかなる場合にも容認できる行為ではありません。本学は、セクシュアル・ハラスメントを人としての尊厳にかかわる重大な人権侵害行為として位置づけ、この行為に対しては断じて許さないという基本的姿勢で臨みます。そのため、大学を構成する学生、教職員等の一人ひとは、何がセクシュアル・ハラスメントに当たるかを的確に認識し、これを防止し、許さない環境をつくる責任があります。

セクシュアル・ハラスメントについての一人ひとりの意識が高められていくことこそが肝要です。

③ セクシュアル・ハラスメントの定義

本学の「指針」では、次のようにセクシュアル・ハラスメントを定義しています。

- (1) 相手の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって、就学、就労、教育又は研究を行う上で、一定の利益または不利益を与えること、もしくは与えようとする事。
- (2) 相手の意に反する性的な言動を行うことにより、就学、就労、教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。

この定義においては、被害者は必ずしも女性に限定されず、男女双方によるセクシュアル・ハラスメントやより広く同性によるセクシュアル・ハラスメント等の事案も含まれます。また、

ジェンダー・ハラスメント(社会的につくられた性差に基づく言動)については、セクシュアル・ハラスメントに含まれると見なします。その理由は、性別役割分担意識がセクシュアル・ハラスメントを生む土壌にもなることを重視し、これを排除することが大学としての健全で快適な教育、研究及び職場環境の形成に望ましいと考えるためです。従来は当たり前と考えられてきた言動が、相手や第三者に対するセクシュアル・ハラスメントになる場合があることに留意する必要があります。



4 ガイドラインの適用範囲及び対象

ガイドラインの適用範囲は、性別を超えて各人の人格が尊重され、大学の理念(「人間の尊厳と学問の自由を尊重し、真理を探究する」)を実現できることが基本であるという姿勢から設定しました。

また、ガイドラインは、セクシュアル・ハラスメントの防止と対策への取り組みをわかりやすく説明し、広く知ってもらうという作成の目的に沿って、学生、教職員等の大学の構成員を対象とするとともに、例えば、非常勤教員、学内委託業者等も対象とします。

5 セクシュアル・ハラスメント相談窓口

セクシュアル・ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)への来訪者はさまざまな思いを抱えていると思われます。そのため、セクシュアル・ハラスメントに該当するか否か不明な苦情・相談も持ち込まれることが予想されます。あるいは、窓口に来訪する者自身が具体的にどのような結論を欲しているのかが不明なこともあると思われます。そのような多様な事案に対処するため、本学ではセクシュアル・ハラスメントに関する苦情・相談に対応する相談窓口が各学部、大学院社会システム研究科、大学院マネジメント研究科、国際教育交流センター、基盤教育センター、学生課、学生相談室及び管理課に設置されています。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかを問わず、苦情・相談は相談窓口に対応されるセクシュアル・ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)が受け付けます。口頭の相談以外に、電話や電子メール等での相談も受け付けています。もちろん、相談に関する秘密は完全に守られます。

これらの窓口で受け付けた苦情や相談は、相談員が記録にとどめ、セクシュアル・ハラスメント問題協議会へ報告することが義務づけられています（ただし、相談者が望まない場合は、報告義務は除かれます。）。また、相談者が申立てを希望する場合は、相談者自身が申立書を作成し、必要事項を記載及び署名のうえ、相談員がこれを人権・セクシュアル・ハラスメント問題協議会へ提出します。

6 人権・セクシュアル・ハラスメント問題協議会

セクシュアル・ハラスメント防止の適切な実施を期するために、学長を委員長として、副学長、各学部長、各大学院研究科長（博士課程・専門職学位課程）、都市政策研究所長、国際教育交流センター長、基盤教育センター長、キャリアセンター長、学生部長及び事務局長から構成される人権・セクシュアル・ハラスメント問題協議会（以下「問題協議会」という。）を設置しています。

問題協議会は主にセクシュアル・ハラスメントに関する以下の2つの役割を担う機関です。

(1) セクシュアル・ハラスメントに該当すると思われる行為についての対応

問題協議会は、相談者からの申立書に基づいて当該事案への対応を審議し、調査が必要と思われる事案については、その都度、セクシュアル・ハラスメント調査委員会を設置し、同委員会の報告を受けます。その報告を踏まえ、問題協議会で審議し、対応策を決定します。対応策の具体的内容は、例えば、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題に該当すると思われる行為をなした者（以下「行為者」という。）に対して注意を喚起する、または申立者への謝罪を勧める等の対応から、重大な人権侵害にあたると思われる行為については、何らかの処分を検討し、行為者の所属部局に対して、そのような行為を生む環境の改善を勧告することができます。

(2) 大学でのセクシュアル・ハラスメントについての防止対策の検討

問題協議会は、本学でのセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な政策を立案するとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止・対策等に関する必要な措置及び活動を行います。

7 セクシュアル・ハラスメント調査委員会

問題協議会は、相談員から受けた申立てを審議するにあたって、事実の調査が必要と判断した場合には、セクシュアル・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置します。

調査委員会は、速やかに設置され、その後の対応に必要な調査が迅速に行われる必要が

あります。従って臨時の委員会であっても構成員はある程度固定されていて、学内の事情に精通している人員が入るのが望ましいと思われます。一方、手続の透明性を確保するという意味で、第三者的立場にあって、しかもセクシュアル・ハラスメント問題の専門的知識を有した人員も必要であることから、調査委員会は本学の教育研究審議会委員及び事務職員並びに大学外部の専門家の中から、男女双方で構成され、委員の数は3名以上となっています。

なお、人選にあたっては男女、年齢などのバランスに配慮がなされます。

調査委員会は、問題協議会から依頼された申立事項について事実関係の調査を行います。調査にあたっては、申立者及び申し立てられた者のプライバシーの保護に十分留意するとともに、申し立てられた者の弁明の機会を保障します。また、調査報告書を作成して問題協議会に報告します。その際、当該事案の対応について調査委員会としての意見を付すことも可能です。

8 問題処理の流れ（「問題処理のフローチャート」（10P）参照）

本学は、セクシュアル・ハラスメントに関する問題を解決するにあたっては、相談者の意向等に十分に配慮し、以下のような段階に分けて対応します。

- (1) 相談員が、相談者から事情を聴き、適切な情報の提供を行います。
- (2) 相談者が希望する場合は、相談者自身が必要事項を記載、署名のうえ、申立書を作成し、相談員がこれを問題協議会へ提出します。
- (3) 問題協議会は申立書に基づいて、当該事案への対応を審議します。
なお、審議のため調査が必要と思われる事案については、その都度、調査委員会を設置します。
- (4) 調査委員会は問題協議会の依頼に基づき、申立者及び申し立てられた者双方に対し、事実関係の調査を行い、その結果を問題協議会に報告します。
- (5) 問題協議会は審議の結果、対応策を決定します。
対応策の具体的内容については、例えば、行為者に対して注意を喚起させる、申立者への謝罪を勧める等の対応から、さらに重大な人権侵害にあたると思われる事案は処分勧告等適切な対応をとります。
問題協議会における対応策決定後、問題協議会から行為者の所属部局に対してとるべき措置を勧告します。
- (6) 行為者の所属部局長等は、教育研究審議会に対して当該行為者の審査請求等を行います。必要と認められれば、行為者に処分を行います。
- (7) 問題協議会が申立者へ結果の報告をします。

9 プライバシーの保護等

委員（問題協議会委員及び調査委員会委員）及び相談員は、セクシュアル・ハラスメントの対応にあたっては、当事者及びその他の関係者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮するとともに、職務上知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはなりません。これは任期中のみならず任期後も同様です。

10 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発活動等

本学では、セクシュアル・ハラスメント防止のため次のような啓発・研修を随時実施します。

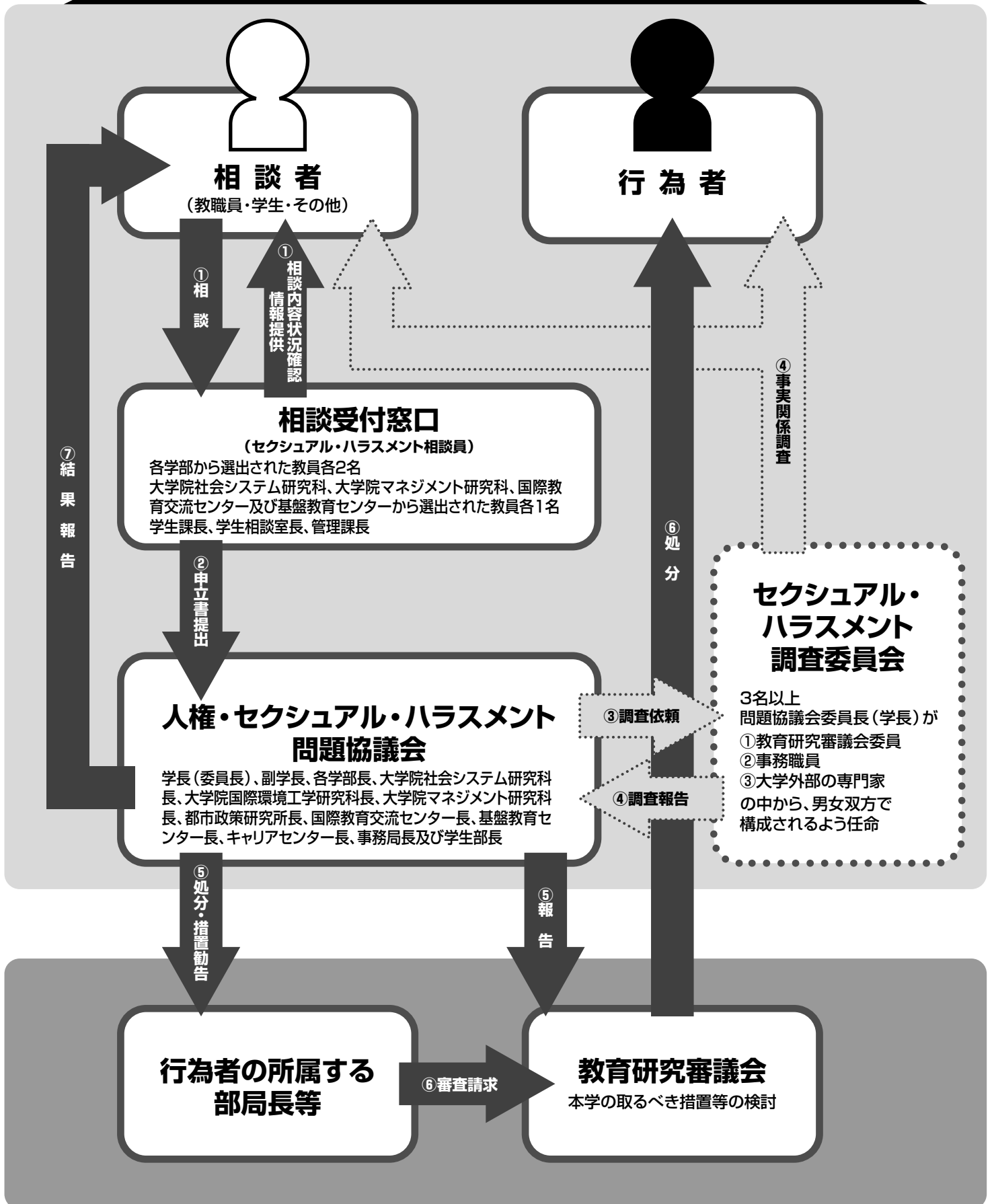
- (1) 講演会開催などの啓発事業の実施
- (2) ビデオ等を使った研修会の実施
- (3) 新入生オリエンテーションなどでの広報
- (4) リーフレットなどによる周知の徹底

11 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、運用の状況を見て、必要に応じ適切な見直し及び改訂を行います。



問題処理のフローチャート



※点線部分は必要に応じて設置する。

NO!
セクシュアル・ハラスメント

北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントの 防止及び対策についての指針

[平成11年6月9日第775回評議会決定]

[平成13年11月7日第848回評議会決定]

(目的及び基本方針)

北九州市立大学において、セクシュアル・ハラスメントを防止し、健全で快適な教育・研究環境及び労働環境をつくるために、この指針を定める。

セクシュアル・ハラスメントは、人としての尊厳にかかわる重大な人権侵害であり、学生・教職員の就学、就労、教育または研究のための環境を著しく損なう行為として、決して容認することはできない。本学においては、大学を構成する学生、教員、職員ひとりひとりがこうした行為をしない義務を負うものであることを認識したうえで、この指針に基づきセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に必要な措置を講じるべく努めるものとする。

(定 義)

セクシュアル・ハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

- 1 相手方の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって、就学、就労、教育または研究を行う上で、一定の利益または不利益を与えること、もしくは与えようとする事。
- 2 相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、就学、就労、教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。

(本指針の適用範囲)

本指針は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題の当事者が、学生、教員、職員等大学を構成する者であって、当該セクシュアル・ハラスメントにより、実質的に本学の就学、就労、教育又は研究環境に重大な支障を来すと認められる場合に適用される。

(防止のための対策並びにセクシュアル・ハラスメント問題への対応)

セクシュアル・ハラスメントの防止並びにセクシュアル・ハラスメント問題への対応として次のことを行う。

- 1 セクシュアル・ハラスメント防止のために教育、研修、啓発活動を行う。
- 2 セクシュアル・ハラスメントに関する相談・苦情への対応として相談受付窓口を設ける。
- 3 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情・相談の処理制度を設ける。

NO!
セクシュアル・ハラスメント

北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントの 防止に関する規程

〔平成17年4月1日 北九大規程第29号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市立大学セクシュアル・ハラスメントの防止のための指針(以下「指針」という。)及び公立大学法人北九州市立大学職員就業規則(平成17年北九大規程第20号)(以下「就業規則」という。)第37条の規定に基づき、北九州市立大学(以下「本学」という。)におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長の責務)

第2条 学長は、本学のセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に必要な措置を講じるものとする。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

(相談受付窓口)

第4条 セクシュアル・ハラスメントに関する相談及び苦情を受け付けるため、学生相談室にセクシュアル・ハラスメント相談受付窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。

2 相談窓口には相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部から選出された教員各2名
- (2) 大学院社会システム研究科、大学院マネジメント研究科、国際教育交流センター及び基盤教育センターから選出された教員各1名
- (3) 学生課長
- (4) 学生相談室長
- (5) 管理課長

3 相談員は、相談、苦情及び申立ての受付に当たるとともに、相談、苦情及び申立ての具体的事項を人権・セクシュアル・ハラスメント問題協議会(以下「協議会」という。)に報告する。

(セクシュアル・ハラスメント調査委員会)

第5条 協議会は、審議に当たって事実関係の調査が必要と認めるときは、直ちにセクシュアル・ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置しなければならない。

2 調査委員会は、速やかに事実関係を調査し、協議会に報告するものとする。

3 調査委員会の委員は、協議会の委員長が、次の各号に掲げる者の中から、男女双方で構成されるよう、3名以上を任命する。

- (1) 教育研究審議会の委員
- (2) 事務職員
- (3) 大学外部の専門家

4 調査委員会は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(プライバシーの保護等)

- 第6条 協議会及び調査委員会の委員及び相談員は、セクシュアル・ハラスメントの対応にあたっては、当事者及びその他の関係者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。
- 2 協議会及び調査委員会の委員及び相談員は、職務上知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。任期中のみならず任期後も同様とする。

(虚偽の申立ての禁止)

- 第7条 セクシュアル・ハラスメントに関し、虚偽の申立てを行った者については、懲戒をすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

- 第8条 セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、これに係る調査の協力、その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

付 則

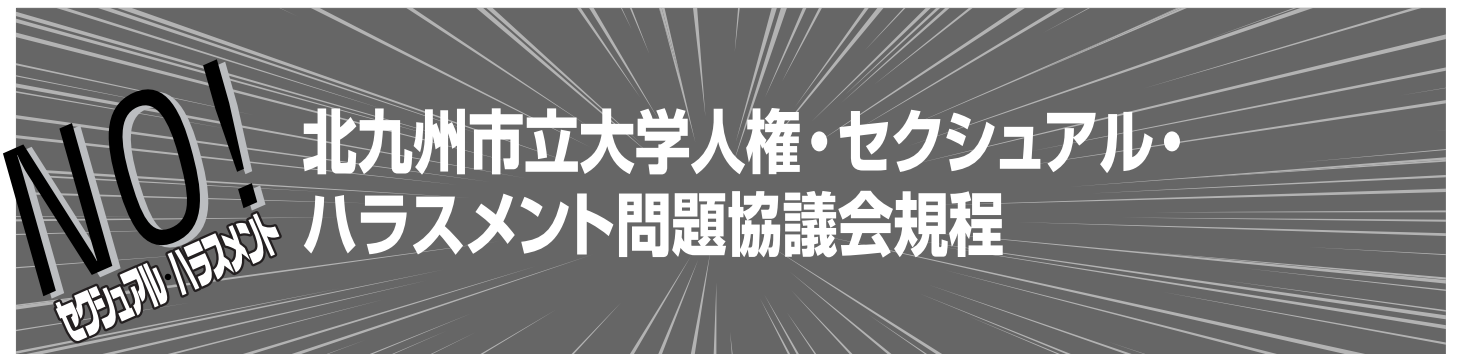
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。



(設置)

- 第1条 北九州市立大学に、人権問題の啓発を推進し、及びセクシュアル・ハラスメント防止の適切な実施を期するため、北九州市立大学人権・セクシュアル・ハラスメント問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教職員に対する研修その他人権啓発に関すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止に関すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントの申立てに対する事実関係の認定
- (4) セクシュアル・ハラスメントに係る被害の救済、行為者の懲戒、環境改善等取るべき措置の
勧告

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長、大学院社会システム研究科長、大学院国際環境工学研究科長、大学院マネジメント研究科長、都市政策研究所長、国際教育交流センター長、基盤教育センター長及びキャリアセンター長
- (4) 学生部長
- (5) 事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員長は学長をもって充てる。

- 2 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 3 協議会に副委員長を置き、委員の中から学長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第5条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議会の事務)

第7条 協議会の事務は、総務課において処理する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年3月4日から施行する。

セクシュアル・ハラスメント だと思ったら… Q&A

Q セクシュアル・ハラスメントの被害にあったら？

A セクシュアル・ハラスメントにあったときは、あなたが悪いわけではないので、相手に「NO!」といえなくても自分を責めないようにしましょう。そしてひとりで悩んだりせずにすぐに相談窓口（セクシュアル・ハラスメント相談員）に相談しましょう。

また、セクシュアル・ハラスメントかどうか判断できない場合でも、あなたが、相手方の性的言動を『不快だ。』と感じたら、相手に対して言葉と態度ではっきりと「自分は望んでいない。」こと、「不快である。」ことを伝えるよう心がけてください。相手が先生や上級生であっても勇気を持って拒否し、自分の意志をはっきり相手に伝えることが大切です。自分ひとりで言えないときには、周囲の人に助けをもらうことも必要かもしれません。

あなたにとって不快な性的言動が『いつ、どこで、誰に、どのようなことをされたか。』などについて、記録をとってください。もし、誰か証人になってくれる人がいたときは、その人にあとで証言してもらうことの確認をとっておくことが必要です。

もし、あなたの周囲でセクシュアル・ハラスメントにあっている人がいたら、勇気を出して助けてあげましょう。加害者に注意することや被害者の証人になること、相手の相談に乗ることや相談窓口（セクシュアル・ハラスメント相談員）のところへ一緒に同行することは、セクシュアル・ハラスメント防止の第一歩です。

Q どこに相談したらよいのでしょうか？

A 大学は、セクシュアル・ハラスメントについての相談に応じるために、セクシュアル・ハラスメント相談員を各学部、大学院社会システム研究科、大学院マネジメント研究科、国際教育交流センター、基盤教育センター、学生課、学生相談室及び管理課に配置していますので、相談員の誰にでも自由に相談してください。また、直接相談員のところに行かなくても、電話やEメールでの相談も受け付けています。

相談員は、相談者の悩みを親身に聞いて、相談者の心情や環境を理解することに努め、今後とるべき方法について、もしくは相談者が自分で意思決定するために必要な相談に応じます。

相談員は、相談者の名誉やプライバシーを絶対に守りますので、安心して相談してください。

北九州市立大学セクシュアル・ハラスメント相談員名簿

| 氏名 | 所属等 | 研究室(キャンパス名) | 電話 | 電子メールアドレス |
|--------------------|------------|----------------|----------|-----------------------------------|
| しらishi まほ 白石 麻保 | 外国語学部 | 本館410号室(北方) | 964-4060 | sh-mshiraishi@kitakyu-u.ac.jp |
| たむら けいこ 田村 慶子 | 外国語学部 | 2号館510号室(北方) | 964-4334 | sh-tamura@kitakyu-u.ac.jp |
| やまさき ゆうじ 山崎 勇治 | 経済学部 | 本館917号室(北方) | 964-4125 | sh-yyamasaki@kitakyu-u.ac.jp |
| くまもと さとる 隈本 覚 | 経済学部 | 本館916号室(北方) | 964-4124 | sh-kumamoto@kitakyu-u.ac.jp |
| かわしま しずよ 河嶋 静代 | 文学部 | 本館1108号室(北方) | 964-4152 | sh-kawashima@kitakyu-u.ac.jp |
| たべい よしこ 田部井世志子 | 文学部 | 本館1105号室(北方) | 964-4149 | sh-tabei@kitakyu-u.ac.jp |
| おんち きよこ 恩地紀代子 | 法学部 | 2号館501号室(北方) | 964-4211 | sh-onchi@kitakyu-u.ac.jp |
| みやけ ひろゆき 三宅 博之 | 法学部 | 2号館524号室(北方) | 964-4230 | sh-miyake@kitakyu-u.ac.jp |
| たかはし とおる 高橋 徹 | 国際環境工学部 | 北棟430号室(ひびきの) | 695-3270 | sh-takahashi@env.kitakyu-u.ac.jp |
| うえだ なおこ 上田 直子 | 国際環境工学部 | 北棟437号室(ひびきの) | 695-3741 | sh-ueda@env.kitakyu-u.ac.jp |
| うるしばら さえこ 漆原 朗子 | 基盤教育センター | 2号館311号室(北方) | 964-4241 | sh-urushibara@kitakyu-u.ac.jp |
| いんどう みどり 印道 緑 | 国際教育交流センター | 2号館202号室(北方) | 964-4260 | sh-koku@kitakyu-u.ac.jp |
| よしむら ひろし 吉村 弘 | 社会システム研究科 | 3号館227号室(北方) | 964-4338 | sh-yoshimura@kitakyu-u.ac.jp |
| さいとう さだゆき 齋藤 貞之 | マネジメント研究科 | 本館1008号室(北方) | 964-4134 | sh-saito@kitakyu-u.ac.jp |
| 学生課長 | 学生課 | 本館1階学生課(北方) | 964-4011 | gakuseikacho@kitakyu-u.ac.jp |
| 学生相談室長 | 学生相談室 | 本館1階学生相談室(北方) | 964-4016 | g-soudanshitsucho@kitakyu-u.ac.jp |
| 管理課長 | 管理課 | 事務棟3階管理課(ひびきの) | 695-3300 | kanrikacho@env.kitakyu-u.ac.jp |

※ 相談員に変更があった場合は、随時学生向け掲示板等でお知らせします。



北九州市立大学

人権・セクシュアル・ハラスメント問題協議会